

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただくなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越し
いただくことなく、**電子政府の総合窓口「e-Gov」**から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口
での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請 など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、
電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行
に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略するこ
とができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、
36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申
請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

e-Gov

検索

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備

検索

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続きに関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒

労基法等 電子

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

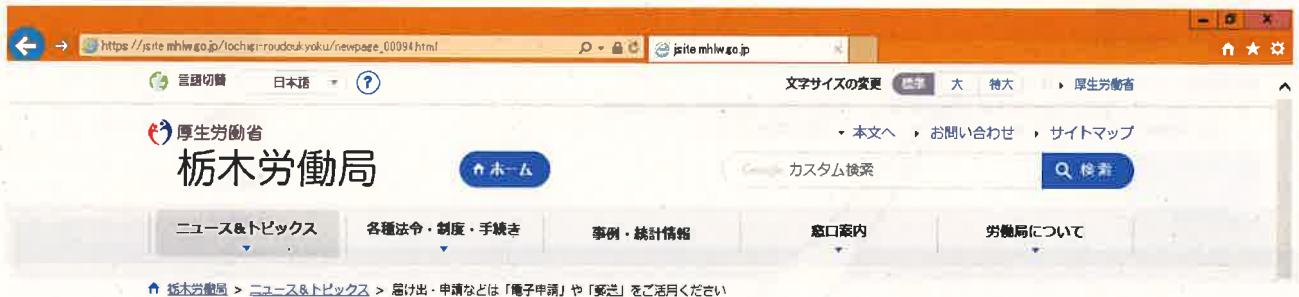
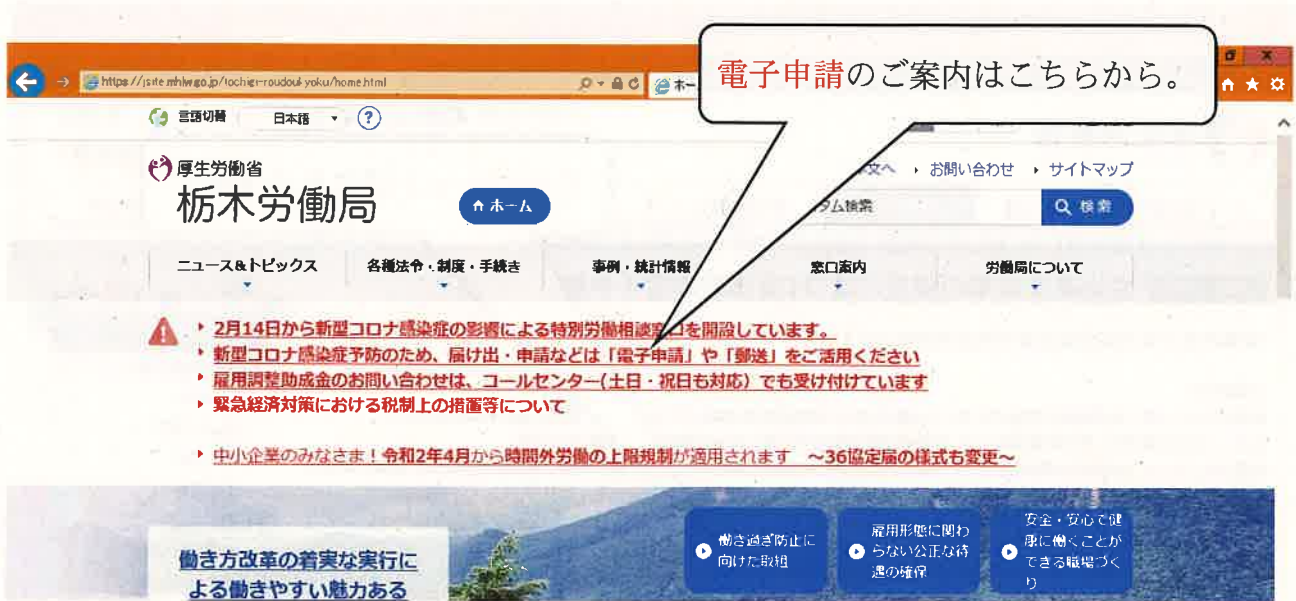
○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」

>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

(参考) 栃木労働局ホームページのご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/home.html



届出・申請などは「電子申請」や「郵送」をご活用ください

電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き

以下の手続きの電子申請や郵送による届出については、それぞれの「詳しくはこちらです」をクリックしてください。

- 労働保険関係の届出等の電子申請について
 - ・保険関係成立届
 - ・名称・所在地等変更届
 - ・税算・増加概算・確定保険料申告書
 - [詳しくはこちらです](#)
- 雇用保険関係等の規定に基づく届出等の電子申請について
 - ・雇用保険被保険者資格取得届・喪失届
 - ・高齢者雇用継続給付及び育児休業給付に関する手続き など
 - [詳しくはこちらです](#)
- 労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について
 - ・時間外・休日労働に関する協定届 (通称 36協定) *
 - ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届
 - ・就業規則 (変更) 届*
 - 上記の*は「本社一括届」も含まれます。
 - [詳しくはこちらです](#)
- 労働安全衛生法の規定に基づく届出等の電子申請について

ニュース&トピックス

- 報道発表資料
- トピックス
- イベント情報
- フォトレポート

お役立ち情報

- 報道発表資料
- パンフレット・リーフレット
- 各種相談窓口
- 電子申請
- 審議会
- その他の情報





厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

リーフレットはこちらです。

パンフレットはこちらです。

労働基準法等の届出等は電子申請が便利です！！

(お知らせ)
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「36協定届」や「就業規則の届出」などの届出申請は、電子申請を利用しましょう！
毎年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の受付窓口が来庁者の混雑いたします。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、各種届出・申請等にあたりましては、電子申請や郵送の積極的な活用をよろしく
お願いいたします。

〇リーフレットはこちら
[「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！」](#)

労働基準法、最低賃金法等の規定に基づく届出や申請などについて、書面での手続ではなく、「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して簡単・便利に手続が
できます！
また、労働基準法等の届出等については、全ての手続で電子申請が可能です(手続一覧はこちら)。

電子申請によるメリット

- ★いつでもどこでも手続可能
- ★簡単・スマートに申請できる

電子申請のメリットや事前準備については、[パンフレット](#) [7,665KB]をご覧ください。
※ パンフレットには、「時間外労働・休日労働に関する協定届」、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」
及び「就業規則の届出」の操作(「本社一括届出」含む)について、解説を記載しています。